

事前防災の推進、防災対策実施体制について

令和7年4月14日
内閣官房 防災庁設置準備室

本日も議論頂きたいこと（事前防災、防災対応体制）

背景

- 南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模自然災害等に備えるためには、過去に起こった大規模災害等の経験・教訓を踏まえ、災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、被害を最小化するためのあらゆる対策を平時から行う「事前防災」を徹底的に推進する必要がある。
- 災害による被害を完全に防ぐことは不可能であることから、発災後の被害を最小化し、被災地の迅速な回復を図るため、被災地のニーズを踏まえ、あらゆる関係者の総力を結集した一体的な災害対応を実施する必要がある。

論点（案）

● 事前防災の推進において防災庁が発揮すべき司令塔機能の在り方

- ✓ 被害想定を踏まえた対策計画の立案、対策の推進・進捗管理、不足する対策への対応
- ✓ 関係省庁、地方自治体、民間企業、メディア、研究機関、NPOを含む民間支援団体などあらゆる関係者の総力を 結集するための体制整備 等

● 発災後の災害対応において防災庁が発揮すべき司令塔機能の在り方

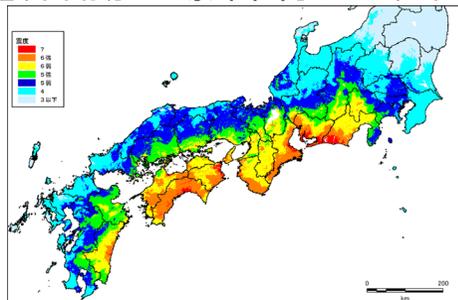
- ✓ 災害応急対策における限られた支援リソースの最大活用
- ✓ 被災地の迅速な復旧・復興のための支援体制の構築 等

今後想定される大規模災害について

南海トラフ巨大地震

被害想定
R7.3公表

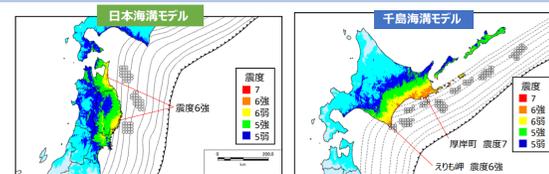
- 想定死者数
最大 約29.8万人
- 想定災害関連死者数
最大 約5.2万人
- 想定避難者数
最大 約1,230万人
(うち避難所避難者 約650万人)
- 全壊焼失棟数
約235万棟
- 影響市町村数 (震度6弱以上)
600市町村
- 経済被害
資産等の被害 約224.9兆円
経済活動への影響 約45.5兆円



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

被害想定
R3.12公表

左：日本海溝モデル
右：千島海溝モデル

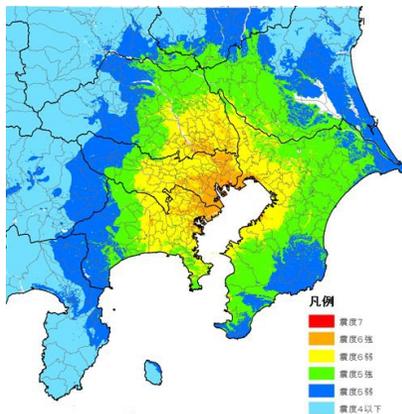


- 想定死者数
最大 約19.9万人 (日本海溝モデル) / 最大 約10万人 (千島海溝モデル)
- 想定避難者数 (避難所避難者)
最大 約90.1万人 (約59.9万人) / 最大 約48.7万人 (約32.3万人)
- 全壊焼失棟数
最大 約22万棟 / 最大 約8.4万棟
- 影響市町村数 (震度6弱以上)
45市町村 / 36市町村
- 経済的被害額
資産等の被害 約25.3兆円 / 約12.7兆円
経済活動への影響 約6兆円 / 約4兆円

首都直下地震 (都心南部直下地震)

被害想定
H25.12公表

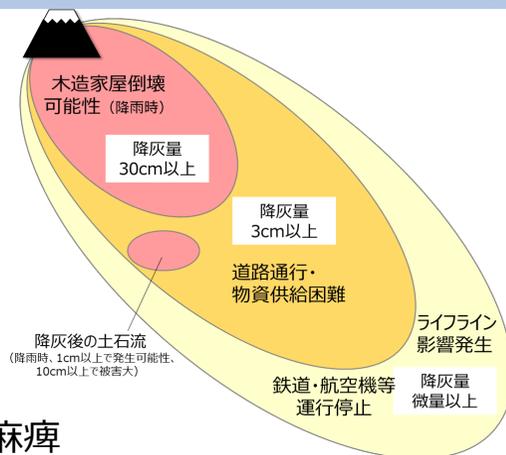
- 想定死者数
最大 約2.3万人
- 想定避難者数
最大 約720万人
(うち避難所避難者 約290万人)
- 全壊焼失棟数
最大 約61万棟
- 影響市区町村数 (震度6弱以上)
151市区町村
- 経済被害
資産等の被害 約47.4兆円
経済活動への影響 約47.9兆円



富士山噴火

検討結果
R2.4公表

- 【溶岩流等】
- 想定影響範囲内人口
約79万人
- 想定事前避難者数
約11万人



- 【火山灰】
- 鉄道、道路等の交通機能麻痺
- 電力・通信、上下水道等のライフライン機能停止
- 火山灰の重みによる家屋倒壊

※上記の他、現時点で定量化が困難な要素も想定される。2

今後想定される豪雨災害について

- 近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な水害や土砂災害が発生。
- 今後、気候変動に伴う降雨量の増大や洪水発生頻度が高まることが予測されており、これまで以上に水災害の激甚化・頻発化が懸念。

近年発生している主な水災害

平成30年7月豪雨



小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

令和元年東日本台風



千曲川における浸水
被害状況(長野県長野市)

令和2年7月豪雨



球磨川における浸水被害状況
(熊本県人吉市)

令和6年9月の大雨



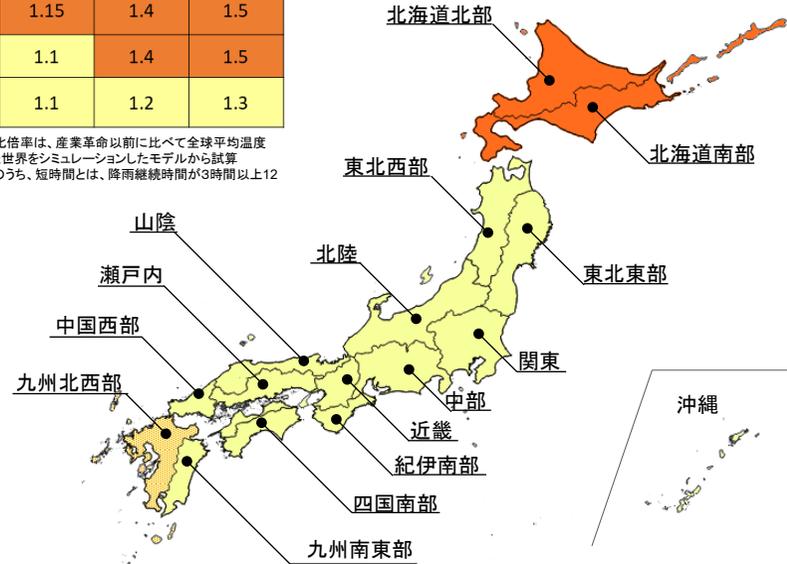
塚田川における人家流失・流
木阻害(石川県輪島市)

今後懸念される気候変動の影響

＜地域区分毎の降雨量変化倍率＞

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3

※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
 ※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと



＜参考＞降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)の流量の変化倍率の平均値
 ※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値
 (例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)

事前防災の考え方について（案）

『事前防災』は、人命・人権最優先の考え方の下、異常な自然現象（地震、豪雨、噴火等）による被害を最小化するため平時から行う以下の取組

- ① 災害によって生じる被害を未然に防止・軽減するための取組 ➡ **被害の予防・軽減（Prevention）**
- ② 災害発生後の被害拡大や社会経済への影響を防止・軽減するための取組
➡ **事前準備（Preparedness）**

取組例（イメージ）

被害の予防・軽減（Prevention）

- 災害リスク評価に基づく災害予防のための対策計画立案
- インフラ・ライフラインの強靱化
- 建物・設備の整備・耐震化
- 災害リスクを踏まえた移転促進 など

事前準備（Preparedness）

- 災害情報収集システムの構築（防災IoT、通信冗長化）
- 避難生活環境整備のための避難所等の充実
- 避難施設（津波避難タワー等）の整備 など

- 立地適正化計画における防災指針の活用
- 建物内の安全対策（什器・家具の固定、ガラス飛散防止等）の促進

など

- 災害対応タイムライン、業務継続計画（BCP）の策定
- 官民連携のための協定締結、人材育成・訓練等
- 災害ケースマネジメントのための関係者連携体制の構築
- 復興シナリオの検討（事前復興） など

○デジタル活用

デジタル等の最新技術を徹底活用し、被害シミュレーションを通じた災害リスク評価や、発災時の情報収集・共有体制の構築等を実施

○国民の防災意識啓発、防災教育

社会全体で防災意識が醸成され、各種対策の理解・協力が進展するよう、過去災害のノウハウ伝承や防災教育・意識啓発を実施 4

防災庁が担うべき司令塔機能について（案）

- **平時**には、災害リスクや関係者の取組を俯瞰的に把握し、総合的な防災対策を企画・立案。
各省庁等の縦割りによる対策の抜け・漏れをあぶりだすとともに、連携の強化、対策の進捗把握、必要な対策の働きかけ等を担う。また、関係機関が連携する場づくりなど、コーディネート機能を発揮。
- **災害発生時**には、発災直後から被害状況、被災地のニーズ等の情報収集・把握分析を行うとともに、被災地のワンストップ窓口として、災害応急対策から復旧・復興フェーズに至るまで、関係機関による対策実施に係る総合調整等を担う。

平時

～本気の事前防災の責任官庁～

- 俯瞰的な視点からの災害リスク評価
- 各主体の取組の全体把握と、縦割りによる対策の抜け・漏れの発見
- 総合的な防災対策の企画立案、対策の進捗の把握
- 各省庁や企業など関係主体への必要な対策実施の働きかけ
- 関係機関横断的な対策等の抽出・実施に係る総合調整・働きかけ
- 関係機関連携のための場づくり、コーディネート

発災時

～人命・人権最優先の災害対応の責任官庁～

- 関係機関連携による横断的な災害対応体制の全体統括（政府対策本部・現地対策本部）
- 被害情報、避難状況等の収集・集約・共有
- 各主体による災害応急対策の実施状況の全体把握
- 自治体への支援状況の把握（応援派遣等）
- 被災地ニーズ把握のためのワンストップ窓口
- 復旧・復興事業推進に関する総合調整、被災地への伴走支援

大規模災害に係る政府災害対策本部

		緊急災害対策本部 〔災害対策基本法第28条の2〕	非常災害対策本部 〔災害対策基本法第24条〕	特定災害対策本部 〔災害対策基本法第23条の3～7〕
設置基準		著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第28条の2〕	非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第24条〕	災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるもの）が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第23条の3〕
設置権者		内閣総理大臣（要閣議決定） 〔法第28条の2〕	内閣総理大臣 〔法第24条〕	内閣総理大臣 〔法第23条の3〕
組織	本部長	内閣総理大臣 〔法第28条の3〕	内閣総理大臣 〔法第25条〕	防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第23条の4〕
	副本部長	内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第28条の3〕	内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第25条〕	内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命
	本部員	①全ての国務大臣、②内閣危機管理監、③副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 〔法第28条の3〕	①国務大臣（本部長及び副本部長を除く）のうちから、内閣総理大臣が任命する者、②副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 〔法第25条〕	〔法第23条の4〕
所掌事務・権限		<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第28条の4、第28の6条〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第26条、第28条〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第23条の5、第23条の7〕
その他特別の規定		<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急事態の布告（要閣議決定・国会承認） ・災害緊急事態対処基本方針の決定（要閣議決定） 〔法第105条、第108条〕 	—	—
設置実績		平成23年3月 東北地方太平洋沖地震	令和6年1月 令和6年能登半島地震 令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨 令和2年7月 令和2年7月豪雨 令和元年10月 令和元年台風第19号 平成30年7月 平成30年7月豪雨 平成28年4月 熊本地震	令和6年8月 令和6年台風第10号 令和6年1月 令和6年能登半島地震 令和4年9月 令和4年台風第14号 令和3年8月 令和3年8月の大雨 令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨

政府現地対策本部について

区 分	緊急災害／非常災害／特定災害 現地対策本部
設置基準	被災地と緊急災害対策本部等との連絡調整、被災地における災害応急対策推進体制の確立が特に必要な場合
本部長	内閣府副大臣、内閣府大臣政務官 等
主な役割	<p>①災害応急対策に係る連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、被災地の対応状況等の把握、関係機関、本部への連絡 ・被災地からの要望の本部への伝達 ・本部の対応方針、国の施策に係る情報等の被災県への伝達 等 <p>②災害発生直後における、被災者ニーズを踏まえた災害応急対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察、消防等の救助・救急及び消火活動 ・被災地における人員及び物資の緊急輸送、供給 ・被災地における避難者支援 ・被災地からの要望への対応 等

復旧・復興の迅速化に向けた取組

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興を、関係省庁の連携の下、政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を設置し、被災地のニーズを受け止めながら、機動的・弾力的に予備費等を活用し、復旧・復興を推進。
- 石川県は創造的復興の実現に向けた羅針盤として「石川県創造的復興プラン」を策定（令和6年6月27日）
- 本プランの方針に沿って、能登の復興まちづくりを本格化していくため、令和6年7月1日に「能登創造的復興タスクフォース」を設置。
- 現場からのフィードバックを継続的に反映し、国・県・市町が一体となって復旧復興の加速化や復興まちづくりの本格化を推進。

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

○構成員

- ・本部長 内閣総理大臣
- ・副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）
- ・本部員 他の全ての国務大臣、内閣府副大臣（防災）

○主なテーマ

- ・「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」の主な項目にかかる各府省施策の進捗状況確認
- ・被災者に係る所得税等の特別措置（雑損控除の特例等）
- ・支援者のための宿泊施設の確保
- ・北陸応援割の実施
- ・能登創造的復興プラン
- ・能登復興事務所の設置
- ・予備費の活用（応急仮設住宅、公共土木施設復旧、災害廃棄物処理、地域福祉推進支援臨時特例交付金、能登創造的復興支援交付金等）
- ・インフラ復旧、公費解体の推進
- ・水道宅内配管の早期復旧
- ・復興まちづくりと生活再建の推進
- ・「能登創造的復興タスクフォース」の設置等



第11回本部（R6.12.3開催）

能登創造的復興タスクフォース

○構成

- ・座長 内閣官房復旧・復興支援総括官
- ・座長代理 石川県副知事
- ・石川県
- ・輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町
- ・関係省庁
(内閣府政策統括官（防災担当）付、国土交通省 北陸地方整備局、農林水産省 北陸農政局、厚生労働省 石川労働局、環境省 大臣官房災害対策調整官（現地対策班責任者）、経済産業省 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局、総務省 石川行政評価事務所、（独）都市再生機構 能登半島地震復興支援事務所)

○会議を通じた課題解決の取組み例

- 1 公費解体のさらなる加速化
 - ・解体工事体制の拡充
 - ・解体業者のための宿泊施設の確保
 - ・災害廃棄物の広域処理体制の拡充
- 2 復興まちづくりとなりわい再建の推進
 - ・なりわい再建支援補助金など支援制度の情報共有
 - ・復興計画の策定や災害公営住宅等整備に係る支援制度等の情報共有
- 3 インフラ復旧の進捗
 - ・現場レベルで、国・県・市町の関係者による緊密な連携体制の構築
 - ・事業の進捗状況確認やスケジュール管理の徹底



発足式の様子

事前防災・複合災害WG 提言内容 (R3.5)

自然災害の頻発化を踏まえ、(1)新たな国土強靱化脆弱性評価の実施、(2)災対法改正で可能となるおそれ段階での災対本部設置による広域避難の取り組み推進など事前防災を加速化、(3)感染症との複合災害への新たな備え

現状・課題

近年の気象災害の激甚化・頻発化の中、極めて多くの課題に対して、**全ての課題に早急に対策を講じていくことは困難**。また**優先順位付けが不明瞭**。

スーパー台風の東京湾直撃などによる高潮に伴う浸水による甚大な人的・経済被害の可能性

支川合流部等の**相対的に整備水準が低い箇所や、浸水想定区域内の高齢者福祉施設で浸水・人的被害が発生**

南海トラフ地震（想定死者・行方不明者数約32.3万人、経済被害約230兆円）、**首都直下地震**（同約2.3万人、約95兆円）、**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**等、**大規模地震の発生確率の高まり**

被災者避難場所・生活の多様化（R2.7豪雨災害では在宅・縁故避難が発生）、**感染症まん延下における自然災害発生により感染症医療、災害医療が機能不全に陥る懸念**

災害対策
基本法改正

流域治水
関連法

政策の方向性

【事前防災に関する取り組み】

- ・ **防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進と新たな脆弱性評価の実施**
5か年加速化対策により防災・減災、国土強靱化の取り組みを推進、地域の状況に応じた災害種別毎の脆弱性評価実施手法を検討
- ・ **東京湾における高潮対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の強力な推進（注）**
高潮対策はその災害規模の甚大さを認識し大規模地震や水害対策と同様に推進。日本海溝・千島海溝沿いの地震は、想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定、防災対策の検討を推進
- ・ **災対法改正を踏まえたおそれ段階での広域避難の推進**
おそれ段階での国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、水害からの広域避難の円滑な実施に向けた具体的な検討を推進
- ・ **あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水対策の加速化**
国と地方公共団体の連携強化、農地の貯留機能向上、長期的な土地利用誘導等
- ・ **大規模地震災害の事前防災対策の推進**
南海トラフ地震対応のための資機材・人員等のリソース確保、首都直下地震の火災・エレベータ閉じ込めの防止対策の推進など

【複合災害に対応する取り組み】

- ・ **地震後の水害など複合災害シナリオや、大規模地震における復旧・復興シナリオの検討**
災害がれき、仮設住宅、復興まちづくりなど
- ・ **感染症を考慮した災害対応の強化**
防災に関する各種計画の見直し、医療施設の耐災害性強化など

(注) 大規模火山災害、大規模土砂災害等の大規模自然災害について、これらが複合的に発生することも念頭に対策を検討

事前防災・複合災害WG 提言内容に対する取組状況

主な提言内容	取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進と新たな脆弱性評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5か年加速化対策により、大規模災害に備えたインフラ・施設整備や老朽化対策等を実施。 ○ 改正国土強靱化基本法に基づき脆弱性評価を実施した（R5.4）うえで、国土強靱化基本計画を策定（R5.7）。現在、国土強靱化実施中期計画策定に向けた検討を実施中。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京湾における高潮対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の強力な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三大湾をはじめとする全国の海岸にて気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直しを実施中。 ○ 令和4年9月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における基本計画を策定し、関係機関にて必要な取り組みを推進。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震災害の事前防災対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ巨大地震や首都直下型地震に対し、想定される被害想定を行うとともに、実施すべき対策を検討・実施。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災対法改正を踏まえたおそれ段階での広域避難の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生のおそれのある段階からの広域避難に関するタイムライン策定や普及啓発など各種支援を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水対策の加速化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流域治水プロジェクト、特定都市河川指定等により全国各地にて流域治水を推進。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震後の水害など複合災害シナリオや、大規模地震における復旧・復興シナリオの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 能登半島における地震・大雨を踏まえた複合的な災害への備えの強化のための検討を実施中。 ○ 迅速な応急復旧に向けた国の応援体制の充実強化、事前復興まちづくり計画策定の促進や、復旧復興本部の設置など被災地の復旧・復興を支援する体制を整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症を考慮した災害対応の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に避難所等における感染症対策の支援を行うための災害時感染制御支援チーム（DICT）を派遣するための体制や災害拠点病院を中心とし医療提供体制を整備。 ○ 地域における防災人材の育成・データベース化